

# 実務研究

日本税務会計学会  
令和5年5月 月次研究会



坂田 真吾(京橋)  
弁護士・税理士

## 税理士が押さえておくべき近時の民法改正 (債権法、相続法、所有者不明土地等)

### 1 はじめに

ここ数年の主な民法改正(相続関係、債権関係、所有者不明土地等関係)のうち、税理士業務にも影響を与えるものを整理する。

### 2 相続法関係

(1) 自筆証書遺言  
自筆証書遺言の目録については、自書ではなくパソコン、登記事項証明書等をもって作成することができるとされた(民法968条)。また、自筆証書遺言については、法務局での保管制度が創設された(遺言書保管法)。

(2) 相続された預貯金についての仮払い制度  
最高裁判平成28年12月19日決定は、従来の判例を変更し、預貯金債権は遺産分割の対象に含まれるとしたことから、①家庭裁判所の判断を経ずに払戻しが得られる制度が創設され(民法909条の2)(金融機関ごとに150万円が限度)、②保全処分の要件が緩和された(家事事件手続法200条3項)。

(3) 配偶者居住権  
配偶者居住権(遺贈、遺産分割、家庭裁判所の遺産分割審判によって、配偶者

なり、今後の生活に支障が生じる場合、②後継ぎ遺贈のニーズを実現する場合(たとえば、後妻Aに自宅について配偶者居住権を遺贈し、先妻との子Bを所有者とすれば、Aは自宅で生活をし、Aの相続後はBが完全な所有者となる)等があるといわれている。

配偶者居住権の消滅について、相続税法基本通達9・13の2では、①配偶者と建物の所有者との間の合意若しくは当該配偶者による配偶者居住権の放棄等により配偶者居住権が消滅した場合(配偶者から所有者への贈与として贈与税の対象とする)、②配偶者が死亡して配偶者居住権が消滅し、その結果として居住建物の所有者が使用・収益することができなくなっても、特段の課税関係は生じないとしている。

配偶者居住権を消滅させて売却した場合には、総合課税の譲渡所得として課税される(配偶者敷地利用権(配偶者居住権に基づく敷地利用権)は、措置法31条、32条の「土地の上に存する権利」には該当しない)。なお、小規模宅地等の特例においては、「土地の上に存する権利」に該当するものとして扱われる(相続特別措置法69条の4(関係(69の4・1の2))。

相続開始時に居住建物の一部が賃貸されていた場合には、相続税法では、当該部分は配偶者居住権の価額に含めないで計算することとされている(相続税法23条の2第1項第1号等)。ただし、私法上は、配偶者居住権は、建物全部の使用、収益をする権利であり(民法1028条)、当該一部賃貸部分の賃料は、いったんは所有者が收受しても、所有者はこれを配偶者に交付する義務があると解されることからすると、当該一部賃貸部分についても配偶者居住権の収益権があるといふべきであるから、上記相続税法の規定の合理性は疑問である(拙稿「配偶者居住権の課題(建物の一部が賃貸であった場合の混乱)」(税研225号(2022年9月))。

(4) 特別寄与料  
相続人でない被相続人の親族(たとえば被相続人の子の妻)が無償で被相続人の療養看護等をしたことにより被相続人の財産の維持または増加について特別の寄与をした場合には、当該相続人でない親族自ら相続人に対して特別寄与料の請求をすることができることとされた(民法1050条)。なお、期間制限が厳しいので留意すべきである(特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から六箇月、又は相続開始の時から一年)。

課税上は、特別寄与者が支払を受けるべき特別寄与料の額が確定した場合に

は、当該特別寄与者が、当該特別寄与料の額に相当する金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなされ(相続税法4条2項)、相続人が支払うべき特別寄与料の額を、当該相続人に係る相続税の課税価格から控除することとされた(相続税法13条、21条の15)。

(5) 遺留分制度  
遺留分権利者の権利行使によって生ずる権利の性質が変化した(旧法では物権的効果が生じ、目的財産が共有となったが、新法では金銭債権が発生するのみとされた)。名称も、「遺留分減殺請求権」から「遺留分侵害額請求権」と変更された(民法1046条)。

遺留分を算定するための財産に含めるべき生前贈与の範囲が変更された(相続人に対する贈与(特別受益に限る)の価額は、原則として、相続開始前の10年間にされたものに限り、遺留分を算定するための財産の価額に含めることとされた(民法1044条3項)。

(1) 消滅時効に関する見直し  
職業別短期消滅時効が廃止された(旧民法170条から174条)。

更新という概念に変更された(民法147条等)。

(2) 法定利率に関する見直し  
旧法では民事5%(旧民法404条)、商事6%(旧商法514条)であったところ、施行時(令和2年4月1日)に3%となり、その後、3年ごとに、1%単位で見直されることとなった(民法404条)。

(3) 保証に関する見直し  
保証人に対する情報提供義務の規定が設けられた(民法465条の10、458条の2、458条の3)。

(1) 「所在等不明共有者」がいる場合  
所在等不明共有者がいる場合(共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき)において、裁判所の決定による共有物の変更、管理(民法251条、252条)、不動産の持分の取得(民法262条の2)、第三者への譲渡(民法262条の3)についての規定が設けられた。

(2) 所有者不明土地・建物管理制度  
裁判所は、所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、所有者不明土地管理を命ずることができるとされた(民法264条の9等)。

近時の立法はスピードが速く、改正範囲も多いが、税理士業務との関係では、特に相続法改正と債権法改

正については把握しておいた方がよいと思われる。

包括保証の禁止の対象が拡大された(個人根保証契約。民法465条の2)。事業用融資における第三者保証の制限として、公証人による意思確認手続きが新設された(民法465条の6)。

保証人に対する情報提供義務の規定が設けられた(民法465条の10、458条の2、458条の3)。

裁判所は、所有者による土地の管理が不当であることにより他人の権利が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、当該土地を対象として、管理不全土地管理人・管理不全建物管理人による管理を命ずる処分をすることができることとされた(民法264条の9等)。

裁判所は、所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、所有者不明土地管理を命ずることができるとされた(民法264条の9等)。

税務上は、民法改正前と同様に、①相続税申告の法定申告期限内に遺留分侵害額請求権が行使されても、その支払金額が確定していないなら、当初申告ではこれを無視して差し支えなく、②当初申告後に権利者が遺留分侵害額請求権を行使しても、直ちに、これに応じた申告をする必要はなく、③当事者間の協議や調停、訴訟で、遺留分侵害額請求に基づき支払うべき金銭の額が確定したならば、4ヶ月以内に、更正の請求をすることができる(相続税法32条)という整理となる。

上記権利の性質の変化に伴い、遺留分権利者との合意により目的物を共有とした場合には、譲渡所得課税が生じうる(所得税基本通達33・1の6)ので注意が必要である。この点、遺言と異なる遺産分割を行い目的物を共有すれば当該譲渡所得課税は発生しないと考えて良いように思われる(私見)。

更新という概念に変更された(民法147条等)。

(2) 法定利率に関する見直し  
旧法では民事5%(旧民法404条)、商事6%(旧商法514条)であったところ、施行時(令和2年4月1日)に3%となり、その後、3年ごとに、1%単位で見直されることとなった(民法404条)。

(3) 保証に関する見直し  
保証人に対する情報提供義務の規定が設けられた(民法465条の10、458条の2、458条の3)。

(1) 「所在等不明共有者」がいる場合  
所在等不明共有者がいる場合(共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき)において、裁判所の決定による共有物の変更、管理(民法251条、252条)、不動産の持分の取得(民法262条の2)、第三者への譲渡(民法262条の3)についての規定が設けられた。

(2) 所有者不明土地・建物管理制度  
裁判所は、所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、所有者不明土地管理を命ずることができるとされた(民法264条の9等)。

近時の立法はスピードが速く、改正範囲も多いが、税理士業務との関係では、特に相続法改正と債権法改

正については把握しておいた方がよいと思われる。

包括保証の禁止の対象が拡大された(個人根保証契約。民法465条の2)。事業用融資における第三者保証の制限として、公証人による意思確認手続きが新設された(民法465条の6)。

保証人に対する情報提供義務の規定が設けられた(民法465条の10、458条の2、458条の3)。

### 3 債権法関係

(1) 消滅時効に関する見直し  
職業別短期消滅時効が廃止された(旧民法170条から174条)。

一般の債権の消滅時効期間について、「権利を行使することができる時から10年」という期間に加えて、「権利を行使することが

できる」という期間に加えて、「権利を行使することが

できる」という期間に加えて、「権利を行使することが

できる」という期間に加えて、「権利を行使することが

できる」という期間に加えて、「権利を行使することが

できる」という期間に加えて、「権利を行使することが

できる」という期間に加えて、「権利を行使することが

できる」という期間に加えて、「権利を行使することが

できる」という期間に加えて、「権利を行使することが

### 4 所有者不明土地等関係

(1) 「所在等不明共有者」がいる場合  
所在等不明共有者がいる場合(共有者が他の共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき)において、裁判所の決定による共有物の変更、管理(民法251条、252条)、不動産の持分の取得(民法262条の2)、第三者への譲渡(民法262条の3)についての規定が設けられた。

(2) 所有者不明土地・建物管理制度  
裁判所は、所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない土地について、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、所有者不明土地管理を命ずることができるとされた(民法264条の9等)。

近時の立法はスピードが速く、改正範囲も多いが、税理士業務との関係では、特に相続法改正と債権法改

正については把握しておいた方がよいと思われる。

包括保証の禁止の対象が拡大された(個人根保証契約。民法465条の2)。事業用融資における第三者保証の制限として、公証人による意思確認手続きが新設された(民法465条の6)。

保証人に対する情報提供義務の規定が設けられた(民法465条の10、458条の2、458条の3)。

裁判所は、所有者による土地の管理が不当であることにより他人の権利が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、当該土地を対象として、管理不全土地管理人・管理不全建物管理人による管理を命ずる処分をすることができることとされた(民法264条の9等)。

近時の立法はスピードが速く、改正範囲も多いが、税理士業務との関係では、特に相続法改正と債権法改

正については把握しておいた方がよいと思われる。

包括保証の禁止の対象が拡大された(個人根保証契約。民法465条の2)。事業用融資における第三者保証の制限として、公証人による意思確認手続きが新設された(民法465条の6)。

### 5 終わり

近時の立法はスピードが速く、改正範囲も多いが、税理士業務との関係では、特に相続法改正と債権法改

正については把握しておいた方がよいと思われる。

包括保証の禁止の対象が拡大された(個人根保証契約。民法465条の2)。事業用融資における第三者保証の制限として、公証人による意思確認手続きが新設された(民法465条の6)。

保証人に対する情報提供義務の規定が設けられた(民法465条の10、458条の2、458条の3)。

裁判所は、所有者による土地の管理が不当であることにより他人の権利が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、当該土地を対象として、管理不全土地管理人・管理不全建物管理人による管理を命ずる処分をすることができることとされた(民法264条の9等)。

近時の立法はスピードが速く、改正範囲も多いが、税理士業務との関係では、特に相続法改正と債権法改

正については把握しておいた方がよいと思われる。

包括保証の禁止の対象が拡大された(個人根保証契約。民法465条の2)。事業用融資における第三者保証の制限として、公証人による意思確認手続きが新設された(民法465条の6)。

保証人に対する情報提供義務の規定が設けられた(民法465条の10、458条の2、458条の3)。

裁判所は、所有者による土地の管理が不当であることにより他人の権利が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合において、必要があると認めるときは、利害関係人の請求により、当該土地を対象として、管理不全土地管理人・管理不全建物管理人による管理を命ずる処分をすることができることとされた(民法264条の9等)。